

令和3年度

# 道路占用許可申請の手引き

(地下埋設物件編)

松本市 建設部 維持課

## 松本市市道の占用等に関する規則について

### 1 道路占用許可申請について

各種申請書記載要領

別添「道路占用許可申請書の書き方」参照

既に占用許可されている物件の布設替工事を行う場合も、変更の占用許可申請が必要。

### 2 道路掘削許可申請について

#### (1) 概要

上下水道・ガス等の各戸引き込み工事等の軽易な掘削工事については、新たな占用許可申請（変更申請）を必要としない既許可物件（本管等）の軽易な変更として取り扱うこととし、道路掘削工事許可として扱うもの。

#### (2) 対象

ア 各戸へ引き込むための上水道管、下水道管、ガス管、又は電線の埋設工事で、工事期間が1日程度であるもの。（占用延長が20mを超えないもの）

イ 本管理設工事等に先立つ試験掘等で、工事期間が1日程度であるもの。

ウ 電柱等のアース設置工事で、工事期間が1日程度であるもの。

エ その他これに類するもの。

#### (3) 申請方法等

別添「道路掘削許可申請書の書き方」参照

### 3 事務手順

許可申請	許可	工事施工	仮復旧完了届	本復旧着手届	工事施工	完了届
------	----	------	--------	--------	------	-----

### 4 占用位置について

(1) 変更により廃止となる管は残置せず撤去すること。

やむを得ない事情で撤去できない場合は、許可を受けた上で、既設管の上に新しい管を埋設すること。（別図1参照）

(2) 側溝や路肩構造物等とは30cm以上離して掘削すること。（別図1参照）

(3) 車道上で車輪が通る位置にはマンホール、表函（小さいものは除く）の設置は極力行わないこと。

特に車両の制動を必要とする場所には設置してはならない。（別図5参照）

(4) 道路の斜め横断は極力さけ、復旧に関しては協議により面積確定すること。

（別図6参照）

(5) カーブしている道路へ管を布設する場合には、路肩からの等距離で布設すること。

（別図7参照）

(6) 分譲地などで複数の引込、取付け管等を設置する場合は、掘削箇所を最小限に集中し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

(7) 既設管を閉栓し、新たに引込、取付け管を設置する場合は、閉栓箇所に近い位置での引き込みを計画し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

## 5 路面舗装復旧について

### (1) 復旧断面

#### ア 仮復旧の舗装厚

交通量の少ない道路（舗装計画交通量 100 台未満） 4cm

交通量の多い道路（舗装計画交通量 100 台以上） 5cm

歩道（乗入れは除く） 3cm

（主要幹線道路では、必要に応じて仮復旧においても基層を設けること）

#### イ 本復旧の舗装厚及び路盤構成

掘削したとき（仮復旧施工時）に、現状の舗装路盤厚を記録し、同等以上の舗装路盤構成で復旧すること。（別図舗装復旧断面図参照）

ただし、現状がオーバーレイ工法などにより必要以上に表層が設けられ、かつ路床が安定している場合は、別途相談すること。

### (2) 仮復旧

ア 仮復旧は工事終了後ただちに行い、仮復旧が終了するまでは、交通の用に供さないこと。

イ 仮復旧工事完了後ただちに、道路占用工事(仮復旧)完了届を提出すること。  
（松本市市道の占用等に関する規則第 10 条）届出は許可単位で提出すること。

ウ 仮復旧の完了届には下記の写真を添付すること。

- ・ 着手前・各工程の作業中と検測、完了。
- ・ 鞆管による施工の場合、打設状況が確認できるもの。（真横から撮影）
- ・ 埋め戻し状況のわかるもの。（水締め状況写真含む）
- ・ 既設表層厚・上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。（路肩までの舗装残余幅の確認）

エ 仮復旧終了後本復旧までの間は、占用者において常に保守点検を行い、十分な維持管理をすること。

### (3) 本復旧（自主復旧）

ア 復旧範囲は掘削線から両側 30cm 以上とする。

なお、本復旧の残余幅員が路肩または道路のセンターラインから 1.2m 未満の場合、また道路幅員が 3m 以下の場合、道路全幅にわたり本復旧すること。（2 車線の道路においては、片車線全幅とする）（別図 2 参照）

ただし、道路の状況、掘削位置などによっては、上記によらず復旧範囲の追加を指示する。（別添掘削平面図参照）

また、本復旧の施工範囲の形状は、原則、カッターの交差を 2 箇所までとする。

イ 仮復旧後おおむね 4 ヶ月以上 6 ヶ月以内に実施すること。

ウ 工事着手 10 日前迄には施工範囲と舗装構成を明示した図面を添付し、道路占用工事（路面舗装本復旧）着手届を提出すること。

ただし、冬期間（12 月下旬～3 月中旬）の本復旧は認めない。（松本市市道の占用に関する規則第 11 条）

エ 本復旧終了後直ちに、道路占用工事(本復旧)完了届を提出し検査を受けること。  
（松本市市道の占用に関する規則第 11 条）届出は許可単位で提出すること。

オ 検査は道路占用工事完了届提出後 1 ヶ月以内に行ない、検査結果を占用者等に報告する。

カ 本復旧の完了届には以下の写真を添付すること。

- ・ 本復旧前の仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。
- ・ 表層厚、上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 本復旧の延長及び幅ならびに舗装残余幅が確認できるもの。

キ 本復旧完了届提出期限（参考）

申請月	本復旧施工時期	完了届提出期限
4～7月	当年度8～11月	当年度1月
8～9月	翌年度4～5月	翌年度6月
10～12月	翌年度4～6月	翌年度7月
1～3月	翌年度5～9月	翌年度10月

## 6 掘削規制について

### (1) 掘削を制限する期間

アスファルト及びコンクリート舗装 5年間

なお、規制が解除された箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り抑制をおこなう。

新設道路の掘削制限は、舗装工事が完了した日より供用を開始した日（原則、市道認定後の供用開始日）から起算して上記期間を経過した日までとする。

### (2) 規制中に掘削する場合の条件

掘削規制期間中にやむを得ず掘削しなければならない場合の本復旧については、通常の復旧幅でなく、最低でも掘削の中心から両側へ 5mの幅で、道路の幅員が狭い場合は全幅、広い場合は片側車線の本復旧を行なう。（別図 3 及び図 4 参照）

## 7 注意事項

(1) 道路を横断している水路の下に占用物を布設する場合は、原則として水路の布設替えを行うこと。

なお、布設替えできない場合は別途協議する。

(2) 引込、取付け管の占用

ア 水路及び側溝等の下は鞆管を使用、もしくはオーガによる推進工法により施工し、えぐり掘りはしないこと。（別図 8 参照）

イ 鞆管での施工ができない場合は、水路等の布設替若しくは砂により施工すること。

ウ 水路構造物と引込管等との離隔は 30cm 以上を確保すること。

(3) 仮復旧は、工事によって生じた破損箇所も含め行なうこと。

(4) 掘削箇所にわき水又はたまり水が確認された場合には、土砂の流出又は地盤の緩みを防止するために必要な処置を講じること。

(5) 浸透柵周り（浸透層）の掘削はできない。

やむを得ず管路を布設しなければならないときは、鞆管を使用し、管の砂巻きを行わないこと。

(6) 仮復旧の舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛り等はしてはならない。

- (7) 側溝、水路に掘削土砂や埋戻土が入らない対策を図り、工事完了後は清掃を行うこと。
- (8) 現状の路盤構成にセメントや瀝青安定処理などが確認された場合は、仮復旧の埋め戻しについて速やかに協議し指示を受けること。
- (9) 舗装切断は掘削箇所の範囲に留まるよう注意し、必要以上に切断したときは、その範囲の舗装も剥ぎ取り打ち換えを行うこと。
- (10) 明確に工事の不良が起因したと認められる道路の破損等に関しては、本復旧後であっても原因者において修復すること。
- (11) 夜間工事については、事前に地元の了解、周知徹底を図ったうえで施工すること。
- (12) 通行止め区間については、地元車両等の通行に配慮したうえで、十分な安全確保をすること。
- (13) 予告看板は遅くとも工事 1 週間前までには設置し、地元自治会と相談の上、必要に応じて回覧等で工事の周知を図ること。  
また、看板には工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯、連絡先を必ず明示すること。
- (14) 工事施工時に境界標を一時移設することが必要な際には、利害関係人立会いのもと十分な注意をはらい必ず復元すること。  
なお、万が一境界標がなくなったときは、土地家屋調査士や測量士などの有資格者により復元すること。
- (15) 街区基準点付近で、その基準点に支障をきたすおそれのある工事等を施工する際は、街区基準点の保全について事前に維持課と協議の上、工事施工届（松本市街区基準点管理要綱 様式第 6 号）を提出すること。

## 8 瑕疵担保

占用工事に瑕疵があるときは、占用者に対し瑕疵の補償を請求し、または補修に代えもしくはその補修とともに損害の賠償を請求する。

その期間は、検査合格の日から 1 年以内であるが、工事の不良が原因と判断できるものは、その期間を過ぎても占用者に当該請求をするもの。

## 9 申請、届出の様式

占用許可に係わる必要な各種様式は、以下のところでダウンロードができます。

松本市公式ホームページ      暮らし・手続き      住まい・道路      道路・水路  
市道占用行為について

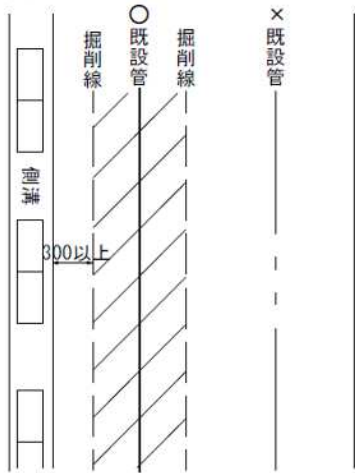
松本市公式ホームページアドレス

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/sumai/doro/sidousenyou.html>

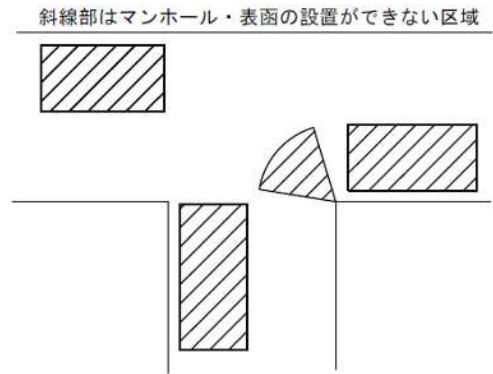


別図 1 ~ 8

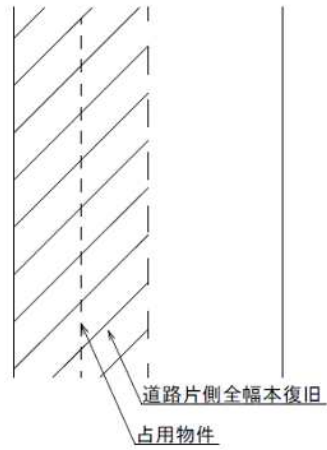
(図1)



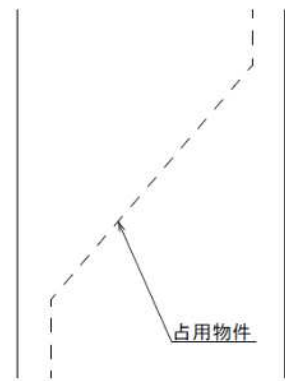
(図5)



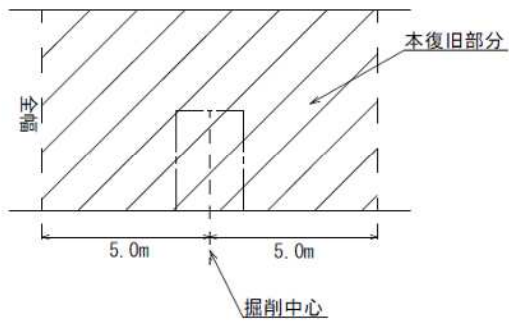
(図2)



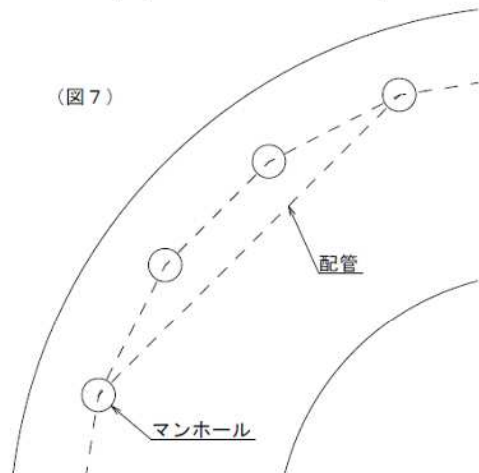
(図6)



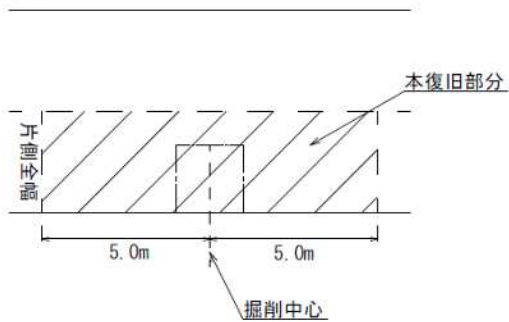
(図3)



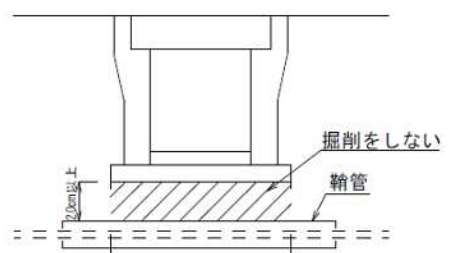
(図7)



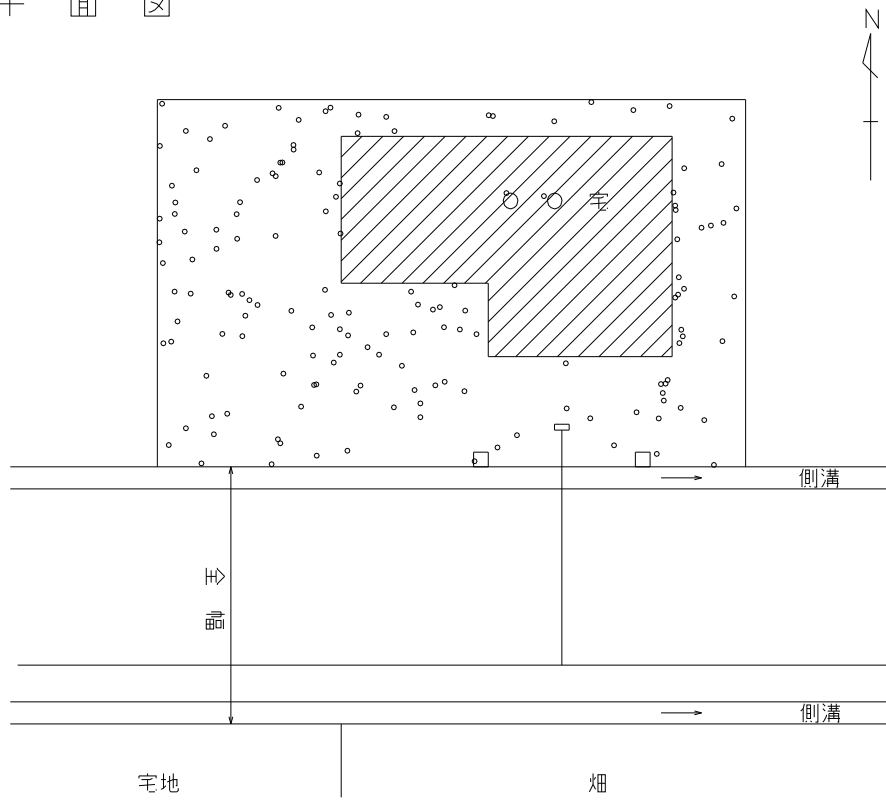
(図4)



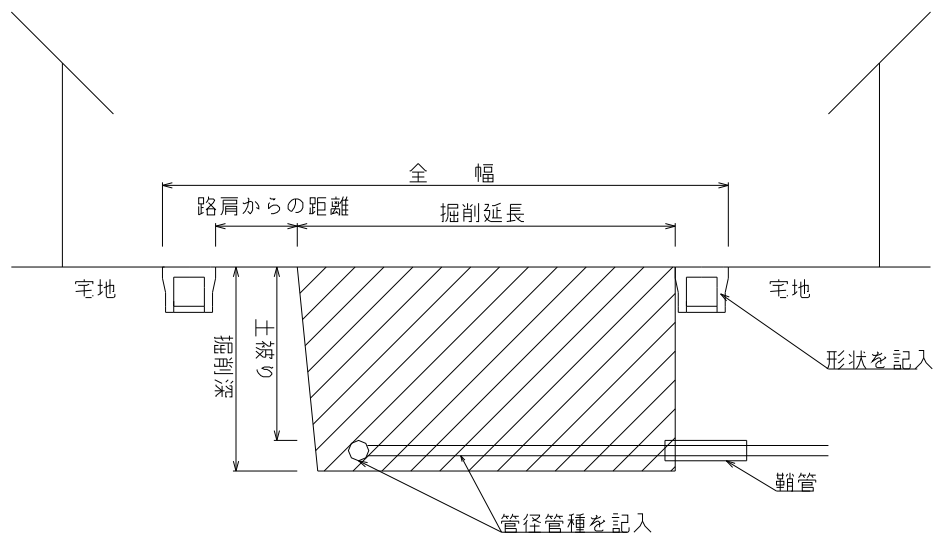
(図8)



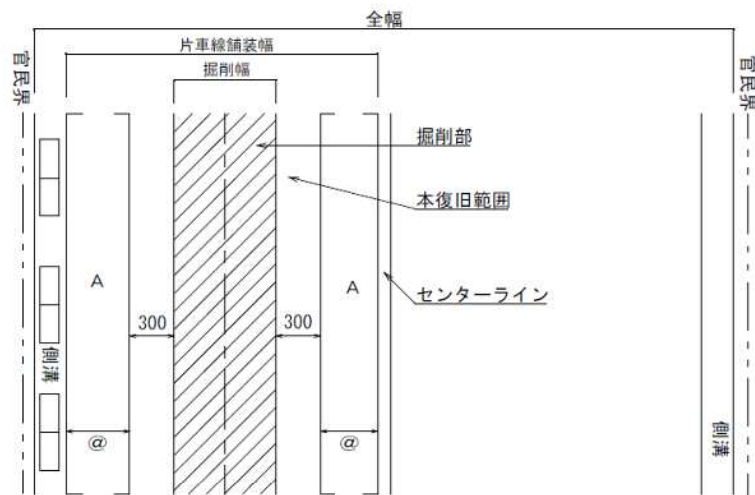
# 平面図



# 掘削断面図

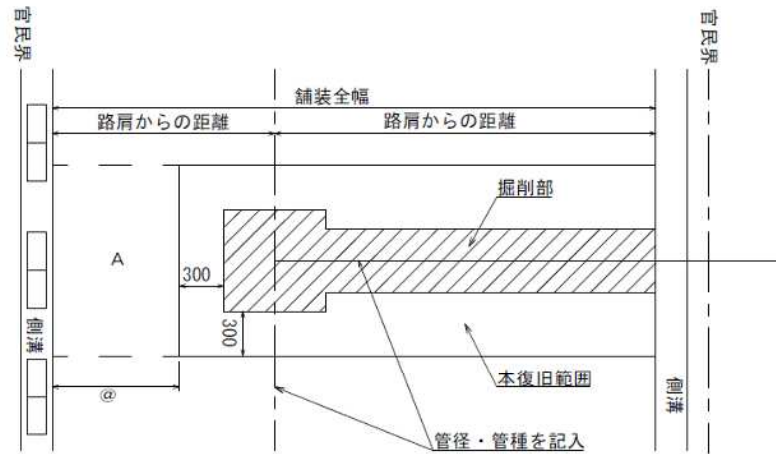


掘削平面図 1（縦断占用）

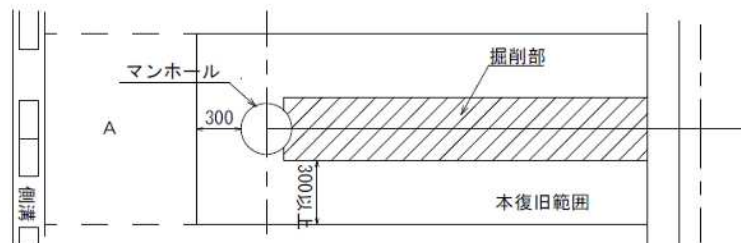


- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満の場合についてはAまで含め道路全幅にわたり本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。
- ※3 上記に関わらず道路管理上必要とするときは、道路全線の全幅復旧を指示します。

掘削平面図 2（横断占用）



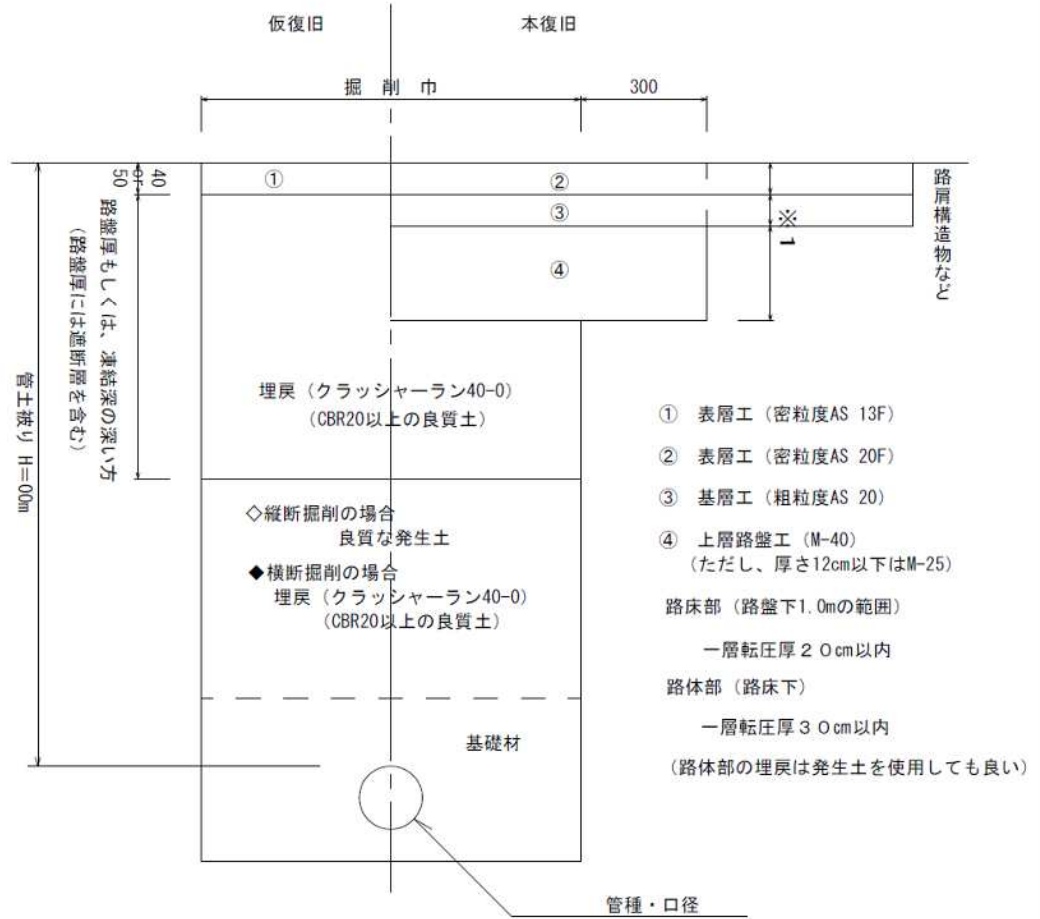
- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満の場合についてはAまで含め道路全幅にわたり本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。



- ※ マンホールなどの表函がある場合については、マンホール周り全体を包んで本復旧を行ってください。



## 標準断面図（掘削・復旧断面図）

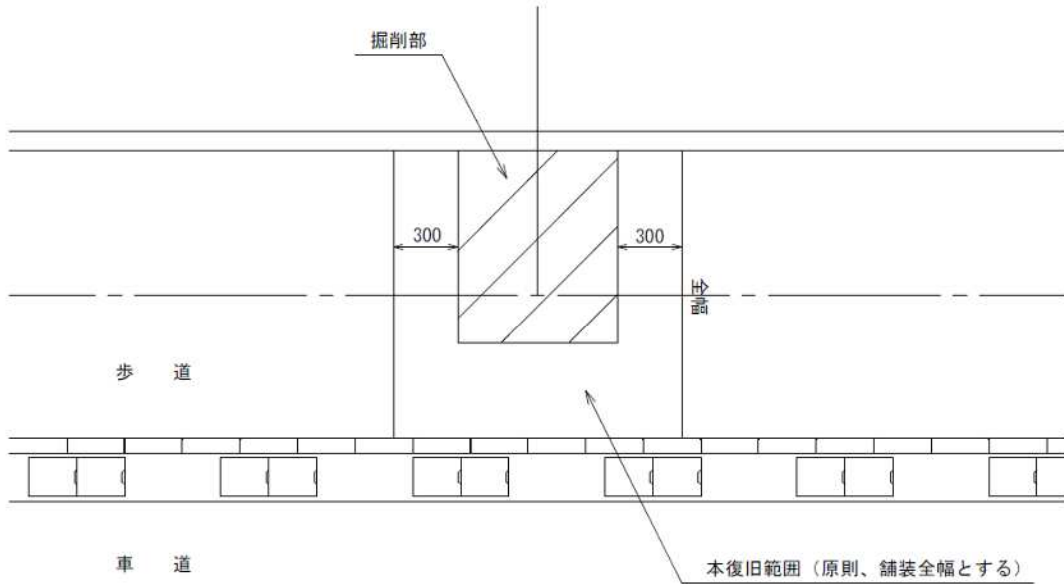


※ 1 舗装復旧の舗装路盤構成は、原則、原状の舗装路盤構成とする。

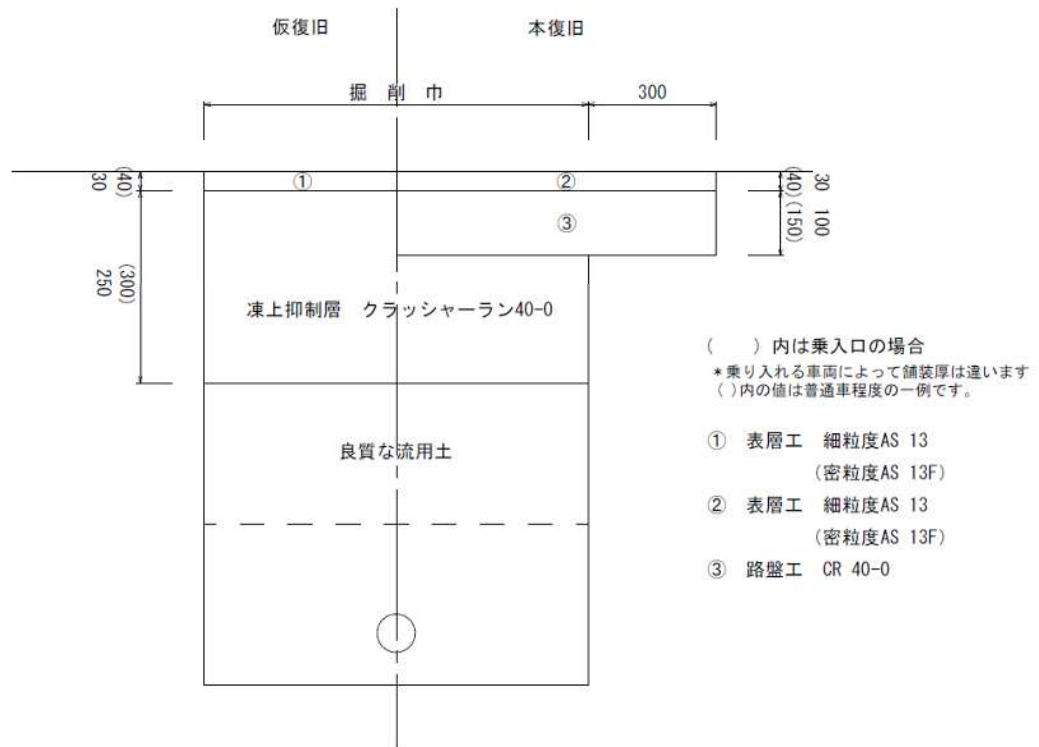
但し、縦断掘削で道路全幅もしくは一車線全幅において打ち換える場合はこの限りでない。(要相談)

# 歩道部舗装復旧断面図

## 平面図



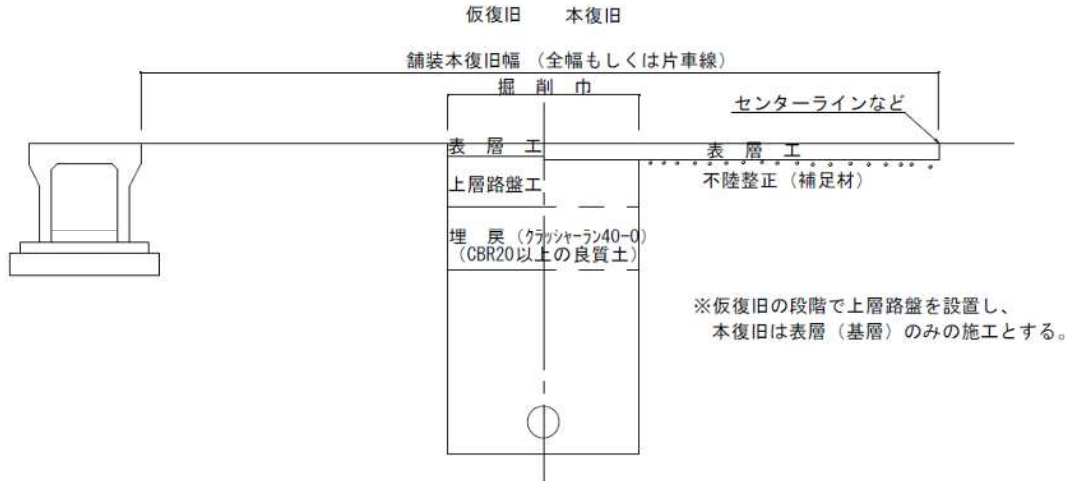
## 標準断面図



※ 施工条件によっては、仮復旧を行わず、管理設時において影響幅を含めた本復旧を行うことも可能。

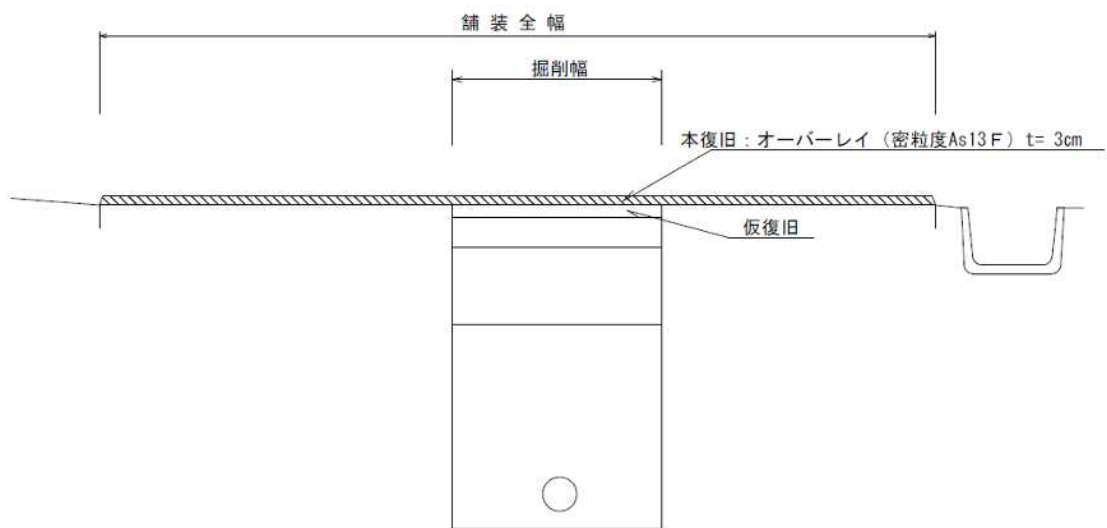
## 舗装復旧断面図（例）

【縦断掘削で道路全幅もしくは一車線全幅の打ち換えを要する場合】



注) 側溝や隣地に対して舗装が高く盛り上がり、路面の高さを下げることが可能なときは側溝などを基準に計画高を決定し、復旧の路盤構成を構築する。

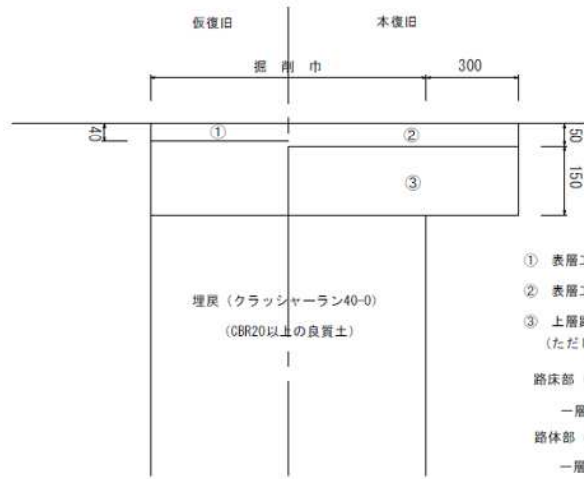
【縦断掘削でオーバーレイ工法が可能な場合】



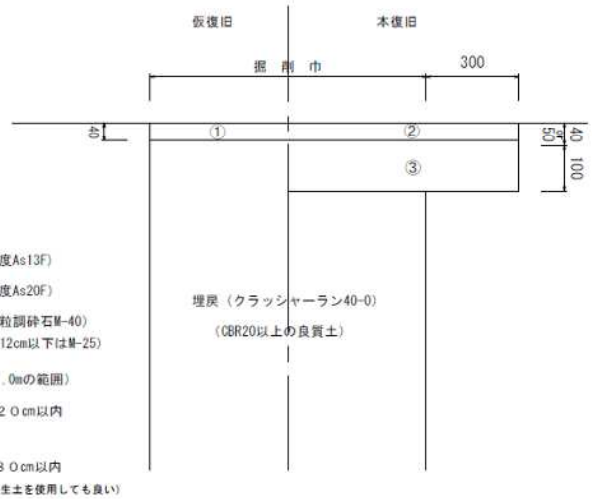
### 舗装復旧断面図（参考）

注）交通量だけでなく、路床の支持力などにより舗装構成は異なる。

交通量が多い幅員の広い道路  
（A 交通）



交通量の少ない生活道路



交通量が多い2車線以上の道路（B 交通）  
（横断掘削の場合）

